

1 負担割合証について

負担割合を記した「負担割合証」は介護認定を受けた方全員に27年7月を目処に発送される予定。新年度の負担割合証の有効期間は、27年8月1日から翌年7月31日までとなる。

所得更正や世帯構成の変更等の事実が把握された場合、まずは遡及して判定する期間を確定する。そして、所得更正等を行った後の合計所得金額等により、各期間における利用者負担割合の再判定をする。現時点の負担割合が変更となる場合には、負担割合証は再発行される。

*基準

2割負担となるのは、合計所得金額が160万円以上の方。

ただし、その世帯の1号被保険者の年金収入等とその他の合計所得金額の合計が、単身で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となる。生活保護受給者及び住民税非課税者については、所得にかかわらず1割負担となる。

2割負担の方に対する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費および居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給については、いずれも領収書記載日時点における負担割合を適用することになる。

事業者等から個別の被保険者の負担割合に関する問い合わせについて、その市町村が定める個人保護条例等が許容するのであれば、当該市町村でのルールを遵守したうえで、そのような対応をとることも差し支えないとされている。

回答相手が本人の利用するサービス事業所であることを確認したうえで回答する必要があるため、相手が誰であるかの確認を経ないで回答することは不適當である。

2 特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）の見直しについて

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
 - ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合
- ①、②いずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付対象にはならない。

預貯金等の勘案にあたっては、介護保険法第203条の規定に基づき、必要に応じて金融機関の資産の照会がある。申請にあたっては公平性に注意を。

配偶者が住民税課税で、申請日時点ですでに亡くなっている場合、所得を勘案する必要はない。

【平成 27 年度介護報酬改定抜粋】

○地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

○また、平成 27 年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、2.27%の改定率とする。

改定率▲2.27%（処遇改善：+1.65%、介護サービスの充実：+0.56%、その他：▲4.48%）（うち、在宅▲1.42%、施設▲0.85%）

基本的な考え方

- (1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化
- (2) 介護人材確保対策の推進
- (3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

○地域区分の見直し 1 級地 18%⇒20%

○介護報酬単価 訪問介護、訪問看護、居宅介護支援等 11.26⇒11.40

訪問リハ、通所リハ、短期入所等 10.99⇒11.10

通所介護、認知症対応型共同生活介護等 10.81⇒10.90

〈居宅介護支援〉

①認知症加算及び独居高齢者加算の基本報酬への包括化

それぞれ 150 単位が基本報酬へ包括化

居宅介護支援費Ⅰ（1月につき）

要介護 1 又は要介護 2 1005 単位⇒1042 単位

要介護 3、4、5 1306 単位⇒1353 単位

居宅介護支援費Ⅱ（1月につき）

要介護 1 又は要介護 2 502 単位⇒521 単位

要介護 3、4、5 653 単位⇒677 単位

居宅介護支援費Ⅲ（1月につき）

要介護 1 又は要介護 2 301 単位⇒313 単位

要介護 3、4、5 392 単位⇒406 単位

②正当な理由のない特定の事業所への偏りに対する対応強化

特定事業所集中減算 △200 単位⇒変更なし

③質の高いケアマネジメントを実施する事業者の評価の推進

特定事業所加算Ⅰ 500 単位 特定事業所加算Ⅰ 500 単位

特定事業所加算Ⅱ 300 単位 ⇒⇒ 特定事業所加算Ⅱ 400 単位

特定事業所加算Ⅲ 300 単位

- ④介護予防支援に係る新総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し
介護予防支援費（1月につき）414単位 ⇒ 430単位
- ⑤居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
- ⑥地域ケア会議における関係者間の情報共有

〈訪問介護〉

- ①20分未満の身体介護の見直し
- ②サービス提供責任者の配置基準等の見直し
- ③訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い
- ④生活機能向上連携加算の拡大
- ⑤訪問介護と新総合事業を一体的に実施する場合の人員等の基準の取扱い

〈通所介護〉

- ①在宅生活の継続に資するサービス提供をしている事業所の評価
- ②心身機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化
- ③地域連携の拠点としての機能の充実
- ④小規模型通所介護の基本報酬の見直し
- ⑤看護職員の配置基準の緩和
- ⑥地域密着型通所介護に係る基準の創設
- ⑦小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置
- ⑧通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所への移行
- ⑨通所介護と新総合事業における通所事業を一体的に実施する場合の基準上の取扱い
- ⑩夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化
- ⑪送迎時における居宅内介助等の評価
- ⑫延長加算の見直し
- ⑬送迎が実施されない場合の評価の見直し

★介護職員の処遇改善

（加算算定対象サービス）

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%	加算（Ⅱ） により算出 した単位	加算（Ⅱ） により算出 した単位
・（介護予防）訪問入浴介護	3.4%	1.9%	×0.9	×0.8

・(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%		
・(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
・介護保健施設サービス ・(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	2.7%	1.5%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防) 短期入所療養介護(病院等)	2.0%	1.1%		

キャリアパス要件等の 適合状況に関する区分	加算Ⅰ：キャリアパス要件(①及び②)及び定量的要件を満たす対象事業者 加算Ⅱ：キャリアパス要件(①又は②)及び定量的要件を満たす対象事業者 加算Ⅲ：キャリアパス要件(①又は②)又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者 加算Ⅳ：キャリアパス要件(①又は②)、定量的要件のいずれも満たしていない対象事業者
--------------------------	--

・加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

★サービス提供体制強化加算(介護福祉士の評価)の拡大

- ・介護福祉士の配置が一層促進されるよう、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価。なお、当該加算については、区分支給限度基準額の算定には含まない。・・・詳細省略

★届出に関する留意事項について

介護サービス事業所は、今回の報酬改定に伴い新たな加算の追加や変更について「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出です。

①届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、場合によっては、既存の届出項目であっても、届出が必要なものもあるので、留意すること。

②提出の期限

4月の報酬算定の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、今回は予算編成作業がずれ込んだ関係で、通常の事務処理スケジュールより遅延していることから、次項のとおり猶予となります。

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期	平成27年4月分の届出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)訪問通所サービス ・(介護予防)福祉用具貸与 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から 	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)短期入所サービス ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・施設サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から 	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護） ・夜間対応型訪問介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から 	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から 	4月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自） 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から 	4月1日